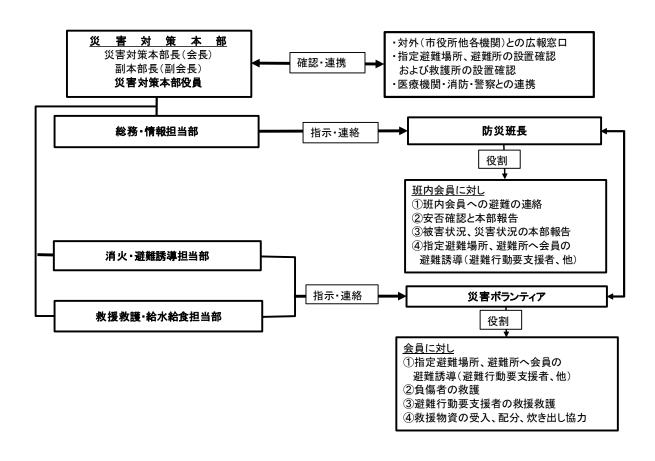
Ⅱ 防災に備える連絡体制

1. 防災時の自主防災組織連絡体制について

自治会は災害発生の前兆段階からの防災情報の収集に努め気象庁の災害の警戒に関する情報と住民の避難行動に関する幸手市の避難指示(警戒レベル4相当)情報を収集する。一旦、警戒レベル3相当(高齢者等避難)または大きな地震(震度6弱以上)が発生した時は、自主防災細則に基づき直ちに災害対策本部を立ち上げ「自主防災細則第3条の別表(1)自主防災組織図、別表(2)自主防災組織の役割」を基に下図の連絡体制を整える。

各班の防災班長との連絡・調整は総務・情報担当部が行う。災害ボランティアに対する 消火・避難誘導の依頼は消火・避難誘導担当部が、救援救護の依頼は救援救護・給水給食 担当部が行う。



防災時連絡体制の運用が円滑に行えるように、緊急時のための下記の①~④を年度毎に整備しておく。

- ① 緊急時の防災連絡体制表各年度の自治会役員・班長・防災班長の名簿より作成。別紙書式1参照。
- ② 災害時要支援登録者名簿(会長管理)別紙書式2参照。
- ③ 災害ボランティア名簿(各区長管理)別紙書式3参照。
- ④ 緊急連絡先リスト 別紙書式4参照。